

と記し、冊府元龜和親篇にも同様の旨を記せり、然れども新唐書回鶻傳には

穆宗立、回鶻又使合達干等來固求婚、許之

と見え、唐會要にも

元和十五年三月御麟德殿、引見回鶻使合達干等、許其尙主、其月封第九妹、爲永安長公主、降嫁回鶻可汗

と見ゆ、憲宗は此の年閏月（正月に次  
げる月）に死したれば、唐會要の記せる許しは、穆宗の與へたるものと見るべく、さ

ればこそ憲宗の女なる公主を、第九妹と記せるものなりとす、此の如く舊唐書迴紇傳及び冊府元龜和親篇〔三三九〕以外の書

は、穆宗に至りて初めて此の允許を與へたりと記せども、實は憲宗が既に其の末年に與へたる所にして、憲宗の死

と、穆宗が迴鶻の合達干等に降嫁の許可の旨を與へしといふ元和十五年三月との間には、僅かに一ヶ月を隔つるに

過ぎざれば、新唐書唐會要等は簡単に穆宗が初めて之を許すに至れりと記せるに外ならざるべし、通鑑は實に舊唐

書に従ひたりと見え、其の元和十五年二月乙未の條の末には「憲宗之末、回鶻遣合達干等求婚尤切、憲宗許之、三

月癸卯朔、遣合達干歸國」と記せり。

此の如くにして保義可汗の尙主の希望は纔に達せられんとせしが、然も其の翌年長慶元年に至りて可汗は俄に死

し、遂に其の實現を見るに至らずして止めり、前に引きたる舊唐書に「踰年乃封第十妹爲太和公主、將出降、迴紇

登〔里〕邏骨沒密施合毘伽可汗遣使……來迎〔四〇〕」と記し、而して此の可汗の徽號は保義可汗の有したるものに相當す

れば、保義可汗が使を遣して公主を迎へたるものと見ざる可らざるが如きも、舊書が此の徽號を茲に記したるは誤

に屬すること疑無し、何となれば憲宗及び穆宗が保義可汗に降嫁を許したるは、唐會要に見ゆるが如く、憲宗の女